

第 3 章

コートディヴォワールにおける新家産制の変化・変質

－ 1990 年以後期の政治分析に向けて －

佐藤 章

はじめに

1990 年 4 月 30 日に、独立以来 30 年間にわたり一党制を敷いてきたコートディヴォワール民主党 (Parti démocratique de Côte d'Ivoire: PDCI) は、一党制を放棄し複数政党制を導入することを決めた。それ以来数ヶ月のうちに 25 の政党が新設され¹、同年 10 月には大統領選挙が、同じく 11 月には国民議会選挙、翌 12 月には地方選挙が、いずれも複数政党制の下で実施された。また、この年以降、従来は PDCI の独占であった新聞の刊行、放送局の開設、労働組合等の結社の設立に関しても規制が解かれ、野党系・独立系の参入・新設がみられた。政党並びに結社の設立、複数政党制選挙の実施、言論の自由といった政治的自由を保障する制度改革が行われたという意味で、1990 年はコートディヴォワール政治史上画期をなす「民主化」の年であったといえる。

とはいえ、この「民主化」の年以後も、PDCI が二度にわたって選挙で圧勝し、極度に一党優位的な体制を存続させたこと、そして、統治手法も権威主義的性格を色濃く残したものであったことは注意する必要がある。このこ

とを勘案すると、コートディヴォワールの「民主化」とは、競争と参加を実現するための一連の制度を一定程度用意しはしたが、「民主主義の質的な深化」という制度設計の所期の目的に向けたエンフォースメントはなされなかったものとさしあたり位置づけることができる。その意味では、同国の「民主化」は、手続き的民主主義への制度的「移行」から、質的な意味での民主主義の「定着」というモデルコースを参照した際に導かれる、「不完全な選挙プロセス」(flawed electoral transition) (Bratton & van de Walle [1997])、「(民主化プロセスの)拙速な終了」(premature closure) (Ottaway [1997: 3]) という類型によって、その特徴の一端を把握することが可能である。

しかしながら、1990年以降のコートディヴォワールの政治史は、ごく素朴に事件史をたどるだけでも、このような移行・定着論のフレームワークではとらえきれないことが明白である。この年以来今日に至る14年間は、「民主化」に匹敵、あるいはこれを凌駕する、きわめて重大な政治的事件が続発した時期だったからである。まず1993年12月には、独立以来同国政治の頂点に君臨してきたF・ウフエ＝ボワニ大統領(Félix Houphouët-Boigny。以下ウフエとする)が、任期を1年10ヵ月残して、現職のまま死亡した。独立後はもとより独立のはるか以前から同国の政治を牛耳ってきたこの個人支配者の死は、コートディヴォワール政治史の間違いなく大きな転換点であった。1999年12月には、待遇改善を訴える国軍の下級軍人の反乱によって、ウフエ後継として大統領の座にあったH・コナン＝ベディエ(Henri Konan Bédié。以下ベディエとする)が失脚し、反乱兵が推すR・ゲイ(Robert Guéi)退役准将が軍事政権を樹立した。独立以来、サハラ以南アフリカにおける政治的安定の代名詞との評価を受けてきた同国でのこの軍事クーデターは、世界に衝撃を与えた。さらに、クーデターから10ヵ月後の民政移管によって誕生したL・バボ(Laurent Gbagbo)政権も、発足から満2年を迎えようとする2002年9月に、反乱軍との内戦状態に突入した。2003年1月の和平合意によって反乱軍との権力分掌が約されはしたが、内戦の永続的解決にむけた取り組みはその後遅々として進まず、現在なお国土北半は反乱軍の支配下に置かれ

たままである。

このように、1990年以降、コートディヴォワールでは政治的安定の根本的条件にかかわる事件が連続してきた。まさに激変する不安定な時代であった。これらの事件に対する研究者の関心は高く、研究成果は少なからず発表されている²。しかし、この時期を全体としてとらえた場合にどのように評価できるのか、また、より遡った過去の時代も考慮に入れた場合に、この時期をどのような時代として位置づけられるのかといった点は、現実の展開がめまぐるしいこともあって、いまだ十分な検討が進んでいない。転変著しい時代の底流を探索する作業は時宜を得たものとなるう。

本稿は、以上の認識に基づき、先行する時代を考慮に入れながら、1990年以降のコートディヴォワールの政治史を分析しようとするものである。対象が「激変する不安定な時代」であることから、適用範囲の広い包括的な概念をさしあたりの手がかりとして設定し、荒削りなところから分析を始めて論点を切り出し、順々に分析の精度を上げていく手順が最適と思われる。本稿では、独立から1990年までの30年間を、ウフエ政権の特質のひとつとして指摘されてきた「新家産制」という概念によってひとまず位置づけ、これに引き続く「激変する不安定な時代」を、先行体制がなんらかの変化・変質を遂げていった時代としてとらえる視点に則る。究極的には、今日（2004年3月）に至る時期までを対象とせねばならないが、2000年10月の第二共和制成立から内戦期にかけての時期に関する研究の進展は未だ十分でないと考えられるため、さしあたり本稿では、軍事政権期（1999年12月～2000年10月）までを対象に分析を進めることとする。

第1節 「保護された裾野の広い新家産制」の構築と衰弱：ウフエ政権

1 ウフエの新家産制

ここではまず、先行体制であるウフエ政権の特質を検討する。コートディヴォワールは1960年にフランスの植民地支配から共和国として独立した。植民地期には複数政党制が認められていたが³、独立に先立つ1959年の立法議会選挙で、PDCIを中核とする選挙連合が全議席を獲得したことで、PDCIによる一党制が事実上成立した。1960年8月7日の独立宣言の後、同年11月3日にコートディヴォワール共和国憲法⁴が制定された。同年11月27日の総選挙によって、ウフエが大統領に選出され、PDCIは国民議会の全議席を獲得した。第一共和制憲法は、複数政党制の可能性を排除していなかったが⁵、実際には、刑法や選挙法などによって結社の自由に厳しい制限が課されており、PDCI以外の政党結成は事実上禁止されていた。これ以来1990年の「民主化」まで、総選挙は5年ごと（1965年、1970年、1975年、1980年、1985年）に実施されたが、いずれもウフエが大統領となり、PDCIが国民議会の全議席を獲得することとなった⁶。

ウフエ政権がいわゆる新家産制（neopatrimonialism）に該当する諸特徴を備えたものであることは、コートディヴォワール政治史研究ならびにアフリカ諸国を対象とする比較政治学において広く認識されている（Fauré [1989: 69]; Médard [1982: 75]; Crook [1989]; Bratton & van de Walle [1997: 66]）。この新家産制という概念はきわめて包括的なものであるため、より精密な分析概念を模索する立場から、「聖職禄政治」（prebendal politics）、「口腹の欲をめぐる政治」（politics of belly）といった、射程と焦点を修正した類縁概念が提案されている⁷という研究状況があるが、ここでは、こういった類縁概念の異同や分析上の有効性と限界といった理論的な問題に立ち入ることはしない。あくまでコートディヴォワールという一国の政治を分析することを念頭においた、

必要最小限の定義を暫定的に設定し、論を進める。

まず、コートディヴォワール政治史研究者であるメダールが提示している「政治的パトロネージ」(patronage politique)の概念を参照して、ウフエ政権の新家産制的特質をとらえておくことにする。メダールは、1950年代のPDCIの政治的支配のプロセスはパトロネージに依拠したマシン政治のモデルで理解できるとしたゾルバーク(Aristide R. Zolberg)の指摘と、独立後のコートディヴォワールにおいて公権力との結びつきが富を約束するという「分配政治」が観察されるとしたコーエン(Michael A. Cohen)の議論を踏まえて、ウフエ政権の重要な特質のひとつとして「政治的パトロネージ」を挙げる(Médard [1982: 75-77]、以下の引用も同箇所)。メダールによれば、この政治的パトロネージとは、「個別利害に基づいて行われる、政治的支持に対する公的資源の配分」であり、具体的には「公的財産の管理・配分権者による政治的なえこひいき(favoritisme)」および「敵対的エリートの懐柔(cooptation)」がこれにあたる。また、このような政治実践は、公と私の区別の消失、(公的な官職や権限等といった)政治的資源の経済的資源への転化、公的関係を属人化すること(personaliser)といった現象を含み込む。こういった点をとらえて、メダールは「公的資源の家産制的な運用」と呼ぶ⁸。

以上の指摘を手かがりにして、本稿では、ウフエの新家産制を、「唯一党PDCI および国家というフォーマルな統治機構の内部に、ウフエという個人支配者を頂点とするパトロン-クライアント関係が緊密に張り巡らされ、実質的な組織運営原理として機能している政治体制」として、さしあたり定義しておく。

この新家産制下でのウフエによる支配のあり方については、ジャクソンとロズバークがその特徴を的確にとらえている(Jackson & Rosberg [1982: 145-152])。それによれば、「コートディヴォワールの政府は、実質的にただ一人の男、“御大”(le Vieux)フェリクス・ウフエ=ボワニの政府」である。国民議会は単なる「法律や通達の自動追認装置」であり、政府は、異なる政治的意見を調整して得られた合意を法や政策として具体化する場というより

は、「単なる、統治者の手先 (agency)」にすぎない。政府高官の多くは、独自の政治的資源を持たない、ウフエに個人的に従属したテクノクラート官僚であり、植民地期からの党の古参活動家も、「ポストと役得については完全にウフエに頼るのみのクライアント階層」と化している。

ウフエの個人支配は、1963年の2度にわたる党内急進分子の大量粛清を経て確立したことがよく知られている⁹。順調な経済成長を背景に国家財政は潤沢であり、国家官僚機構、地方行政機構が整備され、各種の国営企業も続々と設立された。ここで大量に生み出された公的なポストこそ、地位、俸給・手当、腐敗行為を含む各種の役得を約束する、政治的パトロネージの原資であった。これら高位のポストに関するウフエの掌握ぶりは、長年重要ポストに就いていた、ベディエ（当時経済財政相。後の大統領）、M・ジャワラ（Mohamed Diawara。計画相）、A・ウシェール（Assouan Usher。外相）、A・サワドゴ（Abdoulaye Sawadogo。農相）ら4人の若手筆頭株を解任した1977年7月の内閣改造に端的な例をみることができる¹⁰。この解任劇の背景としては、国家機構の肥大化に伴い、ウフエの目の届かないところで形成されはじめていた派閥対立 - フォーレの表現に従えばクライエンテリズム構造の「分節化」(segmentation)の進行 (Fauré [1989: 70]) - に対する歯止めと党内引き締めがあった。党内実力者ですらあっさり解任してしまえる、ウフエの君臨ぶりを物語る例である。

2 個人支配を支えた四つの条件：保護された裾野の広い新家産制

強権的な統治が反発者を生みだし体制の安定性を損なうケースは往々にしてみられるが、ウフエは、そのような脅威にいかに対処することで長期政権を維持してきたのだろうか。先行研究を参照しつつこの問題を検討すると、ウフエの長期にわたる個人支配は、大きく分けて以下の四つの条件によって保たれていたと整理することができる。

第一に、フォーレとメダールが「国家ブルジョワジー」(bourgeoisie d'État)

という概念で提唱したとおり (Fauré et Médard [1982])、コートディヴォワールの国家運営に参画した支配層は、高等教育を受け、テクノクラートとして官界入りした、もっぱら高級官僚であることのみで社会経済的基盤を有する者たちであった¹¹。彼らは、地域、特定産業、社会階層といった、独自の政治的基盤を持たなかったため、ウフエの信任を失い高官の座を追われることが、直ちに決定的な社会的失墜を意味した。

コートディヴォワールのような文化的多元社会においては、エスニシティーが重要な政治的基盤の源泉となりうることが想定されるが、ウフエ時代には、「エスニシティーはまったく低い程度しか政治的に動員されなかった」 (Crook [1989: 213]) ことが指摘されている。また、特定地域に独自の政治的地盤を持つ、いわゆる地域ボスも登場しなかった。一党制期の国家機構において地域代表の性格を持ちうるポストとしては、県知事 (préfet) および準県知事¹² (sous-préfet) と国民議会議員があったが、いずれも、PDCIの中央が人選の権限を握っていた。県知事・準県知事は政府の代理人として地方に送り込まれる中央省庁の高級官僚であり、赴任地域に独自の地盤を有しているわけではなく、任期が終われば別のポストに転任した。国民議会議員については、各選挙区に該当する準県レベルの党務を取り仕切る準支部長 (Secrétaire général de sous-section) の推薦を受けて、党幹事長が認定するという手続きが取られていたが、そもそも党幹事長は準支部長の実質的な任免権を有していたので、国民議会議員の選定も事実上、党中央によって掌握されていたことになる¹³。もちろん、これら地方関係ポストの人選に際してシンボリックにエスニシティーが考慮されたことは当然だが、これら「地方代表」が各々の地域と特別の関係を結ぶことは希だった¹⁴。彼らの地位はあくまで一党制国家の中枢部の人事ルールによって一元的に決定されていたのである¹⁵。

第二の条件は、第一点とも深く関連することだが、突出した行動をとったり、ウフエに反抗したりしない限り、ポストは一定程度保障されていたことである。もちろん、潜在的な挑戦者に対する弾圧は熾烈であったが¹⁶、総体的にみれば、「コートディヴォワールの政治的エリートは、おそらく、アフリ

力で最も長きにわたって仕え、最も安定していた」(Crook [1989: 212]) といえる。大統領在職 33 年というウフエを筆頭に、閣僚にも、在職 31 年 (1958 ~ 1989 年) の A ・ドニーズ (Auguste Denise) 同じく 24 年 (1965 ~ 1989 年) の M ・エクラ (Mathieu Ekra) の長期在任の例がある。P ・ヤセ (Philippe Yacé) も 21 年間 (1959 ~ 1980 年) わたって PDCI 幹事長を務めた。これら古参活動家ばかりでなく、より若い世代も 10 年以上にわたって閣僚を務めている (上述のベディエら 4 閣僚がその代表例である)。1957 年から 1981 年の間に組織された 13 の内閣を対象としたバカリーの実証研究によれば、閣僚の平均在職期間は 7 年 6 ヶ月の長きにわたったという (Bakary [1984: 44])。

ちなみに、長期在職との関連では、「復権」と「懐柔」という政治実践が重要である。ウフエは、肅清や解任によって遠ざけた幹部を、一定期間を置いた後に復権・重用する手法を好んで用いてきた。1963 年の肅清によって死刑判決を受けた幹部党員が 1970 年代に入って相次いで復権されたこと¹⁷や、1977 年に解任されたベディエが 3 年後に国民議会議長として再び重用されたことに、代表例をみることができる。支配層内部で台頭してきた潜在的な挑戦者の野心を挫き、「忠実な僕」として体制内化するという、強権的な政治術である。また、この振る舞いは、「罰しやがて赦す国父」という、ウフエ自身が好んだ父権主義的な統治者イメージを補強するものでもあり、統治の根幹にかかわる手法といえる。

第三の条件は、前段で最後に触れた点と関連するもので、ウフエが様々な手段を使って個人支配者としての正統性を確立し維持するのに成功したことである。これは「カリスマ」という表現でしばしば言及される側面のことで、支配階層以外の国民からいかにして自らの統治に対する同意を取り付けていたかという論点にかかわる。ウフエが国民の代表から直接質問を受けつけ、あらゆる論点にわたって持論を開陳するという一大政治イベントである「対話」(dialogue)、陳情に対する直接の応接、国民の不満が高まっているとみるや、「人民の代弁者」として政府や党の高官に激烈な批判を加えることなどは、父権主義的な統治者イメージを補強する、ウフエの重要な政治術だった。ま

た、経済成長を担保とした公的部門での雇用創出、大規模な地域開発プロジェクトを通じた地方への分配、農業生産価格安定支持公庫（Caisse de stabilisation et de soutien des prix des productions agricoles、通称CAISTAB、「ケスタブ」と読む）による輸出作物の生産者への買い取り価格の保証、初等教育の拡充¹⁸などによる社会経済的な再分配政策も重要である。こういった手法や政策が、国民から正統性を取り付けるうえで大きな役割を果たしたとされる（Jackson & Rosberg [1982: 149-150] ; Médard [1982: 77-81]）¹⁹。

ウフエの個人支配を支えた第四の条件は、同盟国としてのフランスの存在である²⁰。1958年から1960年にかけて段階的に進められた脱植民地化の後、旧フランス領アフリカ植民地にはいくつもの親仏政権が樹立された。よく知られているとおり、ウフエのコートディヴォワールはこれら親仏政権の中でもフランスと最も親密な関係を結んだ国だった。この当時からフランスは、アフリカの親仏政権が打倒されるおそれがあるときは軍事的に介入して政権を支援する政策をとっていたが、これは当然ながら最も重要な同盟国であるコートディヴォワールにも適用されるものだった。アビジャン（Abidjan）²¹の喉元に位置するポール・ブエ（Port Bouët、国際空港の隣接地でもある）に常駐したフランス海兵隊は、コートディヴォワール国軍よりも重要な「ウフエの警護隊」であった。実際、ウフエは独立当時よく訓練されていたとされる国軍を、徐々に軍事的任務から遠ざけ、文民行政官と同等に扱うようになった²²。軍隊の弱体化はクーデターを避けるために意図的に追求された方針とみることができるが、このことは、治安維持に関するフランス軍への依存を端的に物語っている²³。

さて、以上の検討から、ウフエの新家産制は、「裾野の広さ」を特徴とするといえそうである。支配階層内部に緊密な政治的パトロネージを張り巡らしただけでなく、支配階層の外側にいる一般国民に対しても、イメージ戦略や雇用や所得の分配といった形での働きかけに余念がなかったからである。第二に指摘できる特徴は、自国の軍隊にではなく、フランスの軍事的支援に依存するという、「保護された」側面である。「フランサフリック」（Françafrique）²⁴

という脱植民地化後に温存された小帝国という観点を入れた場合、この帝国構造そのものが打倒されない限りウフエ政権の崩壊は考えにくかったという事実を押さえておく必要がある。

3 新家産制への打撃：経済危機とフランスの対アフリカ政策の変化

さて、このような特徴を有するウフエの新家産制は 1980 年代から 1990 年代にかけて二つの深刻な打撃を被った。ひとつは経済危機であり、もうひとつはフランスの対アフリカ外交方針の変更である。

まず、1978 年のココアの国際価格の暴落を契機とした経済危機は、国家の財政危機を惹起し、累積債務問題を深刻化させることで、国家機構に寄生した「パトロン」たち - ウフエならびにパトロネージ網の「セグメント」を牛耳った者たち - のパトロネージ資源を著しく枯渇させた。入念に張り巡らされてきたパトロネージ・ネットワークは、その範囲を極度に縮小せざるをえなくなったとみられる。

前述したとおり、ウフエは、1963 年の粛清によって個人支配の礎石を築いたが、その体制は 1993 年の死去まで必ずしも安穩に継続してきたわけではなかった。経済危機に先立つ 1977 年からウフエは、党内の人事引き締めに取り出していた。党内引き締めは、1980 年からの一党制下での競争的選挙の導入や党機構改革などの形で繰り返し行われるが、この 1977 年頃には、ウフエの政治的パトロネージはすでに弛緩をはじめていた (Fauré [1993: 69-73])。党・国家の官僚機構と経済の発展基調にかけりがみえ始め、提供できるポストも飽和状態になってきたこの時期に、従来から潜在していた党内の世代間対立やウフエ後の後継者の座をめぐる派閥対立が激化するようになった²⁵。これがフォーレのいう「家産制の破裂 (explosion)」である (Fauré [1993: 69])。懐柔資源が不足する傾向はこの頃からみられたことになるが、1980 年代の経済危機はこの資源不足にさらに拍車をかけたのである。

第二のフランスの外交方針の変更は、とりわけ軍事的支援に関することが

重要である。フランスが旧植民地との特別な関係を修正して、いわゆる政治的コンディショナリティーの考え方を公式に採用したのは1990年6月のラポール(La Baule)での仏語圏諸国サミットでのことであったことは広く知られている。同サミットでの「ラポール宣言」は、今後アフリカ諸国に対するフランスの支援は「民主化支援」という方針に沿って実施されることになるというマニフェストであった。しかし、コートディヴォワールの政権は、このサミットに先立って発生したある事件を通して、きわめて重要な政治的メッセージをフランスから受けとっていた。その事件とは、1990年5月14日から16日にかけて国内各所で発生した、待遇改善を求める国軍の下級軍人の反乱である。アビジャンでは、50人あまりの兵士が国際空港の管制室に立てこもり、別の一団はテレビ局を占拠した。ここで、政府は事態収拾のため駐留フランス軍に出動を依頼したが、フランス側がこれを拒否したのである²⁶。

事件後まもなく、参謀総長と参謀副総長がそろって解任されたことに、政権が受けた衝撃の大きさを窺うことができる。フランス側が介入要請を拒否したということは、脱植民地化以来続けられてきた親仏政権の支援という一大方針を、フランスが放棄し始めていることの明確な現れであり、ウフエ政権が直接軍事的に打倒される危機が高まったということの意味したからである。

第2節 延命された新家産制：1990～1999年

コートディヴォワールは「激変する不安定な時代」をこのような状況で迎えた。「民主化」の年である1990年から1999年12月のベディエ政権崩壊にかけての時代は、ウフエ期に確立された「保護された裾野の広い新家産制」の存立条件がますます喪失され、政権基盤が空洞化していった時代といえる。この影響を直接に被ったのは、後継者のベディエである。PDCIの幹部として一貫した歩みを続けてきたベディエは、1993年12月に憲法規定に則って大

統領代行に就任して以来、ウフエと同様、新家産制的な政治体制を確立するべく行動したが、彼が依存できる資源の規模はもはやコートディヴォワールの経済的な全盛期である 1970 年代半ば頃とは比べものにならなかった。さらにウフエ時代に蓄積された累積債務は天文学的な数字に達していた²⁷。ウフエ存命中は外交的に不可能だったとされる CFA フランの切り下げが行われた（1994 年 1 月）ことで、コートディヴォワールのマクロ経済はさしあたり改善したが、その一方で 1990 年代を通じて国内の貧困状況は著しく悪化した。また、ベディエ政権は、閣僚の援助資金横領疑惑が発覚したことで、主要ドナーからの財政支援融資を凍結されることになった（1998 年 12 月）。政治的パトロネージの原資の創出源である腐敗行為が、国際的に厳しく監視される状況が到来していたのである。もはや、新家産制的な統治様式は隘路に入りこんでいたといつてよいだろう。

ここで浮かび上がる問いは、このように新家産制の存立条件がことごとく失われていったにもかかわらず、ウフエとベディエ両政権が「民主化」から 9 年間も存続したことをどのようにとらえるかというものである。以下この問題を、二つの観点から検討してみたい。

1 政治的ゲームとしての民主主義

第一の観点は、移行過程における「政治的ゲーム」(political game) という観点である。オッタウェイによれば、「移行過程においては、ルール次第で勝者と敗者が決定されるということを全政党が認識しているために、政治的ゲームのルールは明確に定義されているところか、それ自体が熱い争点となる。拙速な終了という形で終わる移行の場合、ゲームのルールはある勢力によって一方的に決定され、異議申し立ての道が閉ざされてしまう」とされる（Ottaway[1997: 13, note 3]）。ここで触れられている「一方的なルールの通告」という視点が、ウフエ、ベディエの政権の存続を説明する最も重要なものと考えられるのである。

まず、前年まで複数政党制導入に否定的な見解を示し続けてきたウフエは、1990年4月30日（形式上はPDCI政治局の意見書という形で出された）に一転して複数政党制の導入を決定したうえ、国民会議方式を求める野党の反対を押し切って、わずか半年後の同年10月28日に大統領選挙を強行した。野党は組織固めに十分な時間を当てることができなかった。例えば、最も重要な野党であるイヴォワール民主戦線（Front populaire ivoirien: FPI）が、最初の機関誌を刊行できたのは大統領選挙まで2ヵ月半と迫った8月13日だった。また、政権は、選挙の実施方法を定める選挙法を野党側の要求を汲みいれずに一方的に制定したほか²⁸、治安部隊を使って野党集会を妨害するなど、終止野党に対して不利な条件を押しつけた。結局大統領選挙は、ウフエが、バボFPI党首を下して圧勝した。

さらに、ウフエ政権は、大統領選挙と国民議会選挙の間の時期に、解散を間近に控えたPDCI一党が支配する最後の国民議会で、きわめて重要な憲法改正を行った（1990年11月6日）。改正前の憲法（第11条）は、大統領職空位時（大統領の死亡・辞職・職務遂行能力の喪失の場合）に関して、国民議会議長が暫定的に大統領の職務を遂行し、45～60日以内に大統領選挙を実施することを定めていた²⁹。それが、このときの憲法改正によって、大統領職空位時には、国民議会議長が代行として大統領に就任し、残り任期を務めるものと新たに定められた。目前に迫った国民議会選挙でPDCIが圧勝し、国民議会議長を出すことはほぼ確実という情勢であったから、この憲法改正は、仮にウフエがこの任期中に死亡したとしてもPDCIが引き続き1995年まで大統領職を確保することを保証したのである³⁰。

「一方的なルールの通告」は、ベディエ政権にもみられた。その最たる例は、1994年12月制定の新選挙法、いわゆる「イヴォワリテ」法である。翌年に総選挙を控えたこの時点での国民議会の野党議員は、ベディエ政権発足後にPDCIを離党した議員が設立した共和連合（Rassemblement des républicains: RDR）、FPI、イヴォワール労働者党（Parti ivoirien des travailleurs: PIT）、無所属合わせてわずか20人ほどにすぎず、PDCIは全議席（175）の実に9割近く

を独占し、単独で憲法を含むあらゆる法律の制定改廃が可能だった。上述の新選挙法は、明らかに、新党RDRの大統領候補と目されていたA・D・ワタラ (Alassane Dramane Ouattara) の出馬を阻止するために制定されたものだった³¹。これによりワタラは1995年選挙への出馬を断念し、ベディエは再選を確実なものとしたのである³²。

また、選挙制度もPDCIに有利に設定されていた。1990年の国民議会選挙では、全175議席が、142の小選挙区(定数1)と15の中選挙区(定数2人区が14、定数5人区が1)に配分された(原口[1991:8-9])。そもそも小選挙区制は大政党に有利な仕組みである。また、中選挙区で採用されたリスト式(定数分の候補者を記したリストに対して投票が行われ、最大得票のリストが全議席を獲得する方式)もきわめて野党に不利なものであった³³。実際、1990年選挙では、野党(FPI、PIT、無所属)は全議席のわずか7%(175議席中12議席)を獲得したのみだったが、全選挙区合計での野党全体の得票率は28%に達していた。さらに、野党が候補者を立てられなかった選挙区が40選挙区(45議席分)あったので³⁴、立候補できた選挙区では野党はこの数字以上に善戦していたことになる。クルックの分析によれば、野党が一党で30%以上得票しながら敗北した選挙区は43あった(Crook[1995:23])。また、FPIは3つの中選挙区³⁵において、40%以上を得票しながらPDCIに敗れている(原口[1991:9])。1995年選挙では、ある2人区で、PDCIの得票が38.95%、FPIが35.39%、RDRが21.74%という伯仲した結果になりながらも、PDCIが2議席を得るといふ例がみられた³⁶。

このように「民主化」以降、PDCIは、選挙と権力継承という政治制度の根幹にかかわる事柄について数的優位を最大限に活用して一方的にルールを設定し、体制の存立基盤の衰弱にもかかわらず政権の維持を成功させてきたといえる。

2 野党側の問題：階層的特徴

第二の観点として提示できるのは「野党側の問題」というものである。ブラットンとファン・デ・ワールは、サハラ以南アフリカ諸国における民主制への移行の比較分析をする中で、移行の契機となる現象として街頭デモ、ボイコット、ストライキ、暴動などの「政治的抗議行動」(political protest)を重視し、これを、現政権に対して「正統性の危機に直面していること」と「ヘゲモニーの喪失」を知らしめるものととらえている(Bratton & van de Walle [1997: 128])。ブラットンらのサーヴェイによれば、コートディヴォワールでは1985年から1994年の間に合計20回の「政治的抗議行動」が発生したとされ、これは同時期のサハラ以南アフリカ諸国で五指に入る頻発ぶりだとされる(Bratton & van de Walle [1997: 286-287, table 12])。

より実態に寄り添って補足しておけば、コートディヴォワールでは1990年2月19日に大学運営と生活環境の悪化に不満を持った学生たちが、激しい示威行動を組織して以来、アビジャンを中心に頻繁にデモが組織され、ウフエ退陣や複数政党制の導入が街頭で声高に要求されるようになった。これらの抗議行動は、このころに相次いで設立された学生組織と人権団体³⁷によって、すでに一定の歴史を持っていた教員組合である「研究・高等教育全国組合」(Syndicat national de la recherche et de l'enseignement supérieur: SYNARES、「シナレス」と読む)との連携のうえに組織されるようになり、さらにここを母体としてFPI、PIT、社会民主主義者同盟(Union des sociaux-démocrates: USD)といったパイオニア的な野党が設立されていた(Konaté [2003: 50])。街頭行動はたしかにコートディヴォワールにおける「移行」を特徴づける現象であったといえることができる。

そして、このような状況であったからこそ逆に「政権に対する民衆の不満は非常に大きくかつ深いものであったことと、選挙戦において(野党が)みごとな動員ぶりをみせたこと」に比べて、「野党の選挙結果があまりにもみすばらしいものだったことをどう説明するか」という問題提起(Fauré [1991: 36])

が、コートディヴォワールの「民主化」に関する重要問題として浮上してくる。前項で検討した「一方的ルールの通告」は、この問いに対する回答の重要な一部であるが、この問いに対する野党側の事情にかかわるものが、本項でいう「野党側の問題」ということである。

この点に関しては、先行研究によって、野党が PDCI に挑戦しうる十分な規模を持たなかったことと、小規模政党でありながら独自戦略に固執し野党連合が成立しなかったことが指摘されている (Fauré [1991: 36])。ここでさらに注目されるべきであるのは、野党の基盤となった社会階級上の特質である。

1990年に設立された政治的に重要な野党に共通しているのは、左翼的スタンスに立った学生運動・労働組合運動に活動家として身を投じた経歴を持つ大学教員らによって組織されたことである。ここで簡単に歴史を振り返っておけば、ウフェ率いる PDCI は、1950年のフランス共産党との会派協力関係の解消によって、親仏勢力としての道を歩み始めるのだが、この方針転換の結果として、左翼思想に触れた学生・青年たちの統制という問題を構造的に抱えるようになった。PDCI と学生活動家の対立は、共産主義勢力の一扫が図られた独立前後の時期 (1957~1960年)、官製学生組織内での「民主化」要求が高揚した 1967~1969年、SYNARES と学生組織が連携して大学運営の改革要求が高まった 1982年にとりわけ深刻化したが、いずれも PDCI が弾圧 (奨学金の停止、「反体制活動」としての逮捕・拘留、軍隊への矯正入隊など) と、懐柔 (官製組織への取り込み、ポストの提供) を組み合わせて収拾を図るという展開をとってきた。

大学を拠点とした政府批判的な運動が 1950年代から 1982年まで 3 次にわたって高揚したわけであるが、野党指導者たちはこの波を複数時にわたって

— 一度は学生として二度目以降は教員として — 経験している。FPI創設者の L・バボは、1960年代末には学生活動家として、1982年の大学危機には教員としてこの闘争の当事者であった (1982年の大学危機での敗北によってバボはフランスに亡命を余儀なくされる)。PIT創設者の F・ウォジェ (Francis Wodé) は、1950年代のアフリカ人学生運動のセンター的組織だった在仏黒

人学生連盟 (Fédération des étudiants noirs en France: FEANF。1950年創設)の副議長も務め、1961年には「フランスにおけるコートディヴォワールの治安に対する攻撃」の容疑で逮捕され、母国に強制送還のうえ収監されている。USD創設者のB・ザディ＝ザウル (Bernard Zadi Zaourou)も、1980年代にSYNARESの活動家だった。またバボは歴史学、ウォジェは法学、ザディ＝ザウルは文学の教授として、国立大学で教鞭を取っていた。「学生運動ないし組合運動 (SYNARES) を経験した大学教員」という経歴は、創設者に限ったことではなく、中核的な幹部はほぼ同じ経歴を持っていることが簡単な伝記的サーヴェイからも確認できる³⁸。ちなみに、一党制期をつうじてコートディヴォワールの高等教育機関は国立大学しか存在せず、「大学教員」は必然的に国家公務員であったということもここで確認しておきたい (Sato (dir.) [2003a])。

彼らは、政権との対立、逮捕、投獄、亡命などを経験しつつ鍛え上げられた「筋金入り」の活動家であったわけだが、数十年にわたって政府批判的なスタンスを維持することができた背景として、政権によって「温存」された側面があることは注意しておくべきだろう。独立後のコートディヴォワールで発生した血腥い弾圧事件 - 1963年のサンウィの事件³⁹および前述したゲビエ事件 - と比べた場合、これら学歴エリートたちの「反乱」に対するウフエ政権の対応はどこかで退路 (つまりは将来の「懐柔」の可能性) を残したもののように見える。実際、この「学生運動ないし組合運動 (SYNARES) を経験した大学教員」というまったく同じ経歴を経て、PDCI幹部として高位高官への道を昇りつめていった者たちが少なからず存在している⁴⁰。一党支配期を通して存続し、1990年の野党結成につながっていく大学を拠点とした政府批判の水脈は、まさに一党制国家の人材供給源としての「有用性」を政権に認められたが故に、断絶の憂き目をみずに残されたのだとの構図さえみえる。

野党指導者のこのような社会階層上の特質と、彼らが図らずも果たしていたウフエの新家産制における「有用性」ないし「機能」が、野党勢力の選挙

パフォーマンスの「期待からの見劣り」を説明する可能性は低くない。政権批判勢力としての彼らの存在が「埋め込まれていた」ところとは、10年以上にわたる経済危機に痛めつけられた「不満を抱く民衆」という包括的な階層ではなく、ウフエの新家産制の維持・存続に不可欠な最優先のリクルート・ターゲットである高学歴エリート層だったことは明白である⁴¹。

1990年の野党は、政権に対して「正統性の危機」「ヘゲモニーの喪失」を知らしめる役割を果たしたことは確かである。しかし、彼らが「不満を抱く民衆」の代弁者であったかのようにみえたのは、あくまでみかけ上のことにすぎなかったと考えられる。野党が社会全体から広汎な支持を取り付けられなかったことには、このような背景も強く作用していたといえる⁴²。

第3節 新家産制の「第二の破裂」：ベディエ政権の崩壊と軍事政権

1 ベディエ政権の崩壊

ベディエ政権の政策に対する国内外からの批判は、1990年代後半に徐々に高まりをみせていた。そもそも1994年12月の「イヴォワリテ」法の制定以来、政権が在住外国人・外国系国民に対する差別政策（*xénophobie*）を推進しているとの批判は、国際人権NGOやドナー諸国から上がっていた。大衆居住区における偽造身分証明書や不法滞在者の一斉摘発が頻繁に実施され、その過程で、治安当局者による暴行や冤罪事例が多発した。また、1998年に制定された新土地法は、コートディヴォワールで長年入植農民として生活してきた外国人の土地権を制限する内容のもので、事実上の外国人追放政策の性格を持っていたとされる。これらの政策では、いずれもRDR支持者とみなされた北部出身者が摘発・適用の対象となることが多く、実質的にRDRに対する弾圧政策でもあったことが広く指摘されている。こうした事態を前にして、1998年12月、ドナー諸国は、ベディエ政権の閣僚による腐敗行為

を理由に、コートディヴォワール政府に対する財政支援を全面的に凍結した。経済再建、貧困削減がドナー・コミュニティの最優先のイシューとして浮上するなかで、政権の腐敗行為に対する監視は一掃厳しくなっていた。

一方、1999年のクーデターの直前までに、翌2000年に控えた大統領選挙で現職のベディエが再選を果たす公算が高まっていた。最大のライバルであったワタラは、偽造文書を使って国民身分証（大統領選挙への立候補申請に必要な書類のひとつ）の取得を試みたとして警察の追及を受け、1999年9月に国外脱出を余儀なくされていた。政権側があらゆる手段を使って、ワタラの立候補を阻止する構えであることは明白だった。RDR以外の野党は、国民議会では政治的な存在感を示せないという危機感から、1990年代の後半に相次いでPDCIと連立政権を組むまでに、政治的に追い込まれていた。国際的な批判を浴び、政策的にも展望がみえないにもかかわらず、ベディエ-PDCI政権はまたしても政治的ゲームを優勢に進め、2005年までの統治権を手中に収めつつあった。

クーデターはこのような情勢下で突発的に生じた。1999年12月23日に、中央アフリカでの国連PKOミッションに参加した国軍兵士たちが、派遣手当が未払いであることに抗議して、アビジャン街頭に繰り出して発砲、略奪などを行い、放送局を占拠した。ベディエ大統領はウフエがかつてそうしたように兵士代表に直接面会して投降を訴えたが、逆に、事態が収拾不可能であることを察知してフランス軍基地に保護を求めざるをえなかった。翌12月24日に、反乱兵から推挙されたR・ゲイ退役准将が国营放送を通じて、政権の崩壊、憲法の停止、最高意思決定機関として9名の軍人から成る救国委員会（Conseil national de salut public: CNSP）の設置を宣言した。親仏政権の崩壊というこの事態に、フランスはまったく介入の姿勢をみせなかったばかりか、フランス軍のヘリでベディエをトーゴに出国させたことで（同年12月26日）、政権交代を追認しさえした（佐藤 [2000a; 2000b]）。

このクーデターは、ベディエ政権下の政治的な閉塞感を打破する事件として、野党各党およびベディエ政権に批判的な国際世論から好意的に迎えられ

た。軍事政権が樹立された日がクリスマス・イブだったことから、ゲイには、「軍服を着たサンタクロース」(Père Noël en treillis) というニックネームさえつけられた (ベディエ政権の崩壊を「プレゼント」と見立てた謂いである)。ベディエ出国の翌日 (12 月 27 日) に、ゲイと 38 政党の代表者で会合がもたれ、挙国一致内閣を設置し、遅くとも 2000 年 10 月までに民政移管を完了するという方針が確認された。年が明けた 2000 年 1 月 3 日には CNSP と政党でポストをほぼ半数ずつ分かち合う挙国一致内閣が組織された。党首が失脚した PDCI は入閣を辞退したが、主要野党である FPI、RDR は揃ってこれに参加し、民政移管に向けたプロセスが速やかに開始された。

2 軍に生じた変化

「政治的ゲーム」を優位に進め再選に向けて着実に歩んでいたかにみえたベディエが、わずか数百人の下級軍人の反乱によって脆くも瓦解してしまったのはなぜだろうか。この問題を解く重要な鍵は、コートディヴォワールの軍隊にある。

そもそも一党制時代のコートディヴォワールの軍隊⁴³は、クーデターを典型とする政治的な行動をほとんど取ってこなかった⁴⁴ことから、「巨大な啞者」(la grande muette) との異名で呼ばれてきた。究極的に駐留フランス軍の存在によって守られていたウフエの個人支配体制下で、軍は実質的に官僚機構化しており、ウフエ政権にとって軍はけっして政治的に危険な存在ではなかった。この時期の国軍の「巨大な啞者」ぶりは、将校層に対する文官ポストを含めた手厚い人事処遇および下級軍人に対する雇用の提供という、広い意味での政治的パトロネージによって維持されてきたものといっていよい。

しかし、この「巨大な啞者」ぶりは、1990 年代にふたつの側面から深刻に損なわれていった。第一は、下級軍人層における手当をはじめとする待遇への強い不満と、これを背景とする軍紀を無視した徒党行動の増加、すなわち、下級軍人の「ルンペン・ミリタリアート」(lumpen-militariat) 化である⁴⁵。前

述した 1990 年 5 月の下級軍人の反乱はこの最初の例であるが、手当拡充という生活上の要求が、労働組合運動のような平和的手法ではなく、武装して公共施設を占拠するという暴力的手法によって表明された点が重要である。また、1993 年 3 月にも、共和国警護隊（大統領警護にあたる精鋭兵部隊）隊員 50 名あまりが司令官ら 3 人を人質にして大統領宮に二日間にわたって籠城する事件が発生した。この事件は、反乱兵側の待遇改善要求を、大統領が「前向きに検討する」と約束したことで終息した（また、この一週間後にヤムスクロでも共和国警護隊員の同様の示威行動があった）。これらの事件は、政権崩壊をもたらした 1999 年 12 月の反乱の原型とみなせるもので、軍隊を「黙らせて」きた政治的パトロネージが 1990 年代初めには十分に機能しなくなっていたことを明確に示している。政権側はもはや、これらの不満分子を懐柔する政治的能力を失っていたのであるといえる（Kieffer[2000]；佐藤[2002a]）。

第二は、R・ゲイという有力な軍人の登場によって引き起こされた政権と国軍の関係悪化である。1990 年 5 月の兵士反乱事件の責任をとらされる形で同年 6 月に国軍参謀総長が解任されたあと、後任に抜擢されたのが当時大佐にすぎなかったゲイであった（最終階級である准将に昇進したのは 1991 年 7 月である）。ゲイの昇進からわずかに遅れて、老齢の極に達したウフエの名代として A・D・ワタラが首相に就任（1990 年 11 月）して行政を取り仕切ったが、ワタラは破壊活動防止法の制定や、議員不逮捕特権を無視した野党指導者の逮捕・投獄など、野党勢力に対する強権的姿勢をあらわにした。ゲイはこのワタラ首相の下で、野党系の街頭デモや政治集会への介入という政治的任務を忠実にこなしていった⁴⁶。

しかし、ウフエ時代の最末期に「忠実な番犬」ぶりをみせていたゲイは、後任大統領であるベディエに対しては一転して冷ややかな対応をとり続けた。ベディエも、ゲイを疎ましく感じていたが、その当時国軍内での信望が篤かったゲイを遠ざけることができなかった⁴⁷。最終的にベディエは、1995 年の総選挙の際に野党デモの弾圧命令を拒否したとして、ゲイを参謀総長から解任して左遷ポスト（国民役務相）につけた。さらに、1996 年 11 月には総選

拳時の命令拒否が「共和国の不安定化計画」にあたるとして逮捕し、1997年1月には軍籍も剥奪し、ゲイを失脚に追い込むことに成功した。ゲイとベディエの対立は、折からの財政危機も手伝って、軍事予算の削減とかつて高級将校に認められていた文官ポストの縮小という形で軍隊に波及した。いわゆる軍の「格下げ」(déclassement)であるが(Kieffer [2000])、これは、将校層のかなりの部分が政治的パトロネージの範囲外に追いやられることを意味していた。この時期国軍内部では、冷遇された将校はベディエの自民族優先人事の犠牲になったととらえる認識が強まっていたとされるなど(Kieffer[2000: 32-33])、ベディエ政権と国軍の関係はこの時期に極度に悪化した。

下級軍人のルンペン・ミリタリアート化と政権と軍の関係悪化は、政治的パトロネージの及ぶ範囲の縮小、すなわち「裾野の広い新家産制」の衰弱によって生じてきたものとしてとらえることができよう。側近政治と側近以外への強権的な対応を特徴とするベディエの統治スタイルは、ウフエとの対比で、「強権的手法に支えられた狭隘な新家産制」と評価できようが、こういった統治スタイルによって政権運営はより自閉的なものとなった。フランスからの軍事的保護を喪失した、政治的パトロネージの原資が逼迫した体制によって、自前の暴力的手段は体制存続の要であったが、政権の「手勢」たる国軍の忠誠は日に日に失われつつあった。そして、1999年12月23日の反乱は、かつて盤石を誇った一党制期の新家産制がいかに空洞化していたかを世に知らしめることとなったのだ。

3 軍事政権：失敗した個人支配者

軍事政権発足当初、民政移管を速やかに実現させて「兵舎に帰る」と公言していたゲイは、遅くとも2000年5月頃までには、国家元首となることに目標を定めた⁴⁸。しかしゲイは、既存政党内に協力者を持たなかったうえに、唯一、支持基盤となりうる国軍からも一枚岩の支持を取り付けていたわけではなかった。軍事政権の中枢(前述のCNSP)は、野党RDR系と目されていた

(つまり、国軍内の反主流派であった) 将校と、参謀総長時代に関係が深かった佐官・下士官らで構成されており、PDCI支配下で本流を形成してきた将校らはいっさい参加していなかった。ゲイはクーデター直前に大統領特赦で釈免されたばかりで軍籍も回復されておらず、国軍内に実質的な影響力をふるという立場にはなかった。ゲイはあくまで反ベディエのシンボリックな存在として反乱兵に推挙されたにすぎない存在だった。

また、ゲイを国家元首の地位に担ぎ上げたこれら下級軍人の間でも、待遇改善が進まないことに対する不満が徐々に高まっていき、2000年7月4日と5日の二日間には、アビジャン街頭で示威的な反乱を展開するに至った(ゲイは彼らに手当支払いを約束することで、ようやく収拾することができた)。この事件は、軍事政権もまた従来の政権と同様「ルンペン・ミリタリアートの脅威」に直面したことを如実に示している。

結局ゲイは、優秀な下士官を抜擢して側近軍人団を作り、政権中枢を固める策を取った。ゲイの側近軍人たちは、その後軍隊内に自立的な非公式結社を形成していったことが知られており、名前が伝えられているものとしては「コーサ・ノストラ」(Cosa Nostra)、「カモッラ」(Camorra)、「ブリガード・ルーージュ」(brigade rouge)、「マフィア」(mafia)などがある⁴⁹。また、こういったイタリア現代史を参照した命名と平仄をとるかのようになり、これら側近軍人たちの間では、ゲイは、「パパ・ロメオ」(Papa Romeo)というニックネームで呼ばれていたという⁵⁰。これらの言葉遣いは、まさに「パトロン・クライアント」関係の中に自らのアイデンティティを定位していた、側近軍人たちの心性を窺わせるものとして興味深い。

しかし、ゲイが政権を掌握したとき、過去1年にわたって財政支援援助を凍結されていたコートディヴォワールの国家財政は極度に逼迫していた。ゲイは、国家財産を横領してクライアントに配分するという新家産制の常套手段に訴えることができなかった。民政移管のための選挙を1ヵ月後に控えた2000年9月19日に、ゲイの元側近軍人たちが実行したゲイ邸襲撃事件は、こうした政治的パトロネージの資源枯渇のひとつの帰結であった。この事件

は、ゲイが、唯一依拠しうる階層である下級軍人から見放されたことを端的に示している。その意味でゲイは、ウフエ、ベディエとの対照でいえば、「強権的手法もパトロネージも動員できなかった死産した個人支配者」であったといえる。

結局ゲイは、憲法裁判所に圧力をかけてベディエ、フォロゴ（Laurent Dona-Fologo、亡命中のベディエに代わって PDCI 党首代行を務めていた）、ワタラ（RDR）といった有力政治家の立候補申請を却下させ、バボ FPI 党首との事実上の一騎打ちの形で大統領選挙に臨んだ。バボの当選が確実になった時点で、ゲイはねつ造した選挙結果を公表して勝利宣言を行うが、この暴挙を引き金にしてアビジャン市で史上希にみる大暴動が発生したため、逃亡を余儀なくされた。選挙から 3 日後の 2000 年 10 月 26 日に、選挙管理委員会が正式結果を発表し、バボが大統領に就任して第二共和制の発足を迎えたのである。

むすび

以上、本稿では、一党制期のウフエ政権を「新家産制」と位置づけ、この「先行体制からの変化・変質」という視点から、1990 年以降の「激変する不安定な時代」の分析を試みてきた。この結果得られた今後の論点を以下にいくつかまとめることで、この試論のむすびとしたい。

まず、ウフエ時代から今日までをつうじて、社会経済的に重要でありながら目立った政治的活動を行ってこなかった社会階層をどうとらえるかという問題である。本稿では、ウフエの新家産制が高学歴の官僚エリートによって形成された支配層に立脚していた点を明らかにし、さらに同様の特質が野党指導者にもみられることにも注目して、「恵まれた階層内でのゲーム」としてコートディヴォワールの民主化が展開していった点に注意を促した。ただ、こういった限られた社会階層のみが政治活動に積極的に関与してきたのはな

ぜなのか、それ以外の社会階層が政治に参加しなかったのはなぜなのかという点については、はっきりとした説明を与えることは難しい。「非政治的」に見える社会階層のうち、とりわけ分析が求められているのは、国民経済の根幹を担った輸出作物生産農民である。好況期を経験した後、政府の農園拡大政策の放棄、価格安定公庫の廃止などの一連の自由化政策といった、まさに激変する状況に直面しながらも、かれらが政治的なアクターとして前面に登場してこなかった（ように見える）のはなぜかを分析する必要がある。

次の論点は、「イヴォワリテ」法や新土地法に代表される、差別主義・排外主義（およびこれとセットになった強権的な政治手法）について国民がどのようにとらえてきたか、また現にどうとらえているかという問題である。差別主義・排外主義がワタラ排除という政治的ゲームとしての性格を持つことはすでに明らかだが、それ以外に、政治家の大衆動員にとっていかなる効用を持ったのか、これを支持する側の心的メカニズムや社会背景はいかなるものかといった点は、研究が進んでいない。ドゾンが指摘するように、コートディヴォワールにおける排外主義は、農村部における「先住者／よそ者」という対立構造に沿って植民地期から発生してきた（Dozon [1997]）。このような歴史的背景を念頭におきつつ、排外主義を政治的に利用した例（ベディエ政権、民政移管期の新憲法制定過程、バボ政権）を具体的に検討する必要がある。

第三の論点は、「民主化」のオルタナティブの模索という、本研究会の目標に直接関係する論点である。本稿ではさしあたり、1990年から1999年にかけての時代について、ウフエ期に確立された「保護された裾野の広い新家産制」の衰弱過程としての評価を下した。しかし、この評価は、「かつてあったもの」（フランスの保護と潤沢な国家財政）が「なくなってしまった」ことに注目するという、受動的な定義である。また、組み立てとしても、外交的要因と経済的要因に力点を置いており、内在的な特質を抽出するには至っていないうらみがある。その結果、本稿は、コートディヴォワールの政治史を、ウフエ期の盤石の体制から軍事政権に向けて、不可逆的に衰弱、弛緩、崩壊、

混乱の度を強めていく過程としてもっぱら描いている。2002年9月の内戦勃発を考えると、このように、「マイナスの過程」ととらえる見地に経験的に実感が湧くことは否めないが、おそらくこれでは分析としては一面的ではないかという反省がある。「民主化」以後のコートディヴォワールで新たに創出された政治的秩序や統治手法がないかどうか、別途確認の作業を行い、本稿で示した暫定的な論点をさらに洗練していくことを今後の課題としたい。

注

¹ ルクーの調査に基づく。PDCI以外に、公式の登録を済ませた政党は、1990年8月20日までに25、1991年5月までに39となった（Loucou [1992: 185-187]）。

² 「民主化」および複数政党制選挙に関しては、Fauré [1991; 1993]、Crook [1995]、クーデターから民政移管の時期に関しては、Le Pape et Vidal (dir.) [2002]がある。また、*Politique africaine*誌は、第78号（2000年6月）と第89号（2003年3月）でコートディヴォワール特集を組み、前者は軍事政権期、後者は内戦期の時点でのトピックを幅広く扱っている。日本語で書かれたものとしては、原口 [1991]（原口 [1996] 第6章として改訂再録）が重要である。筆者もこの時期に関してはカレントな情勢分析をすでに発表してきた（佐藤 [1995; 2000a; 2000b; 2001b; 2001c; 2002a; 2002b; 2002c; 2003]）。

³ 植民地期の選挙に関しては、佐藤 [2001a] を参照。

⁴ コートディヴォワールは1959年3月26日に最初の憲法を制定しており、研究者の中にはこれを第一憲法と呼び、共和国として完全独立を遂げた後の1960年11月3日憲法を第二憲法とも呼ぶ向きもある（Bois du Gaudusson (du) et al. [1997: 260]）。しかし、本稿では、2000年7月に民政移管のために制定された憲法が一般に第二共和制憲法と呼ばれることから、1960年11月3日憲法を第一共和制憲法と呼ぶことにする。

⁵ 第7条において「政党および政治集団は選挙によって競い合う」と明記され、この「政党および政治集団」は原文では"partis et groupements politiques"と複数形で記されている。

⁶ これらの選挙結果については、Hartmann [1999] で参照できる。

⁷ それぞれジョゼフ（Richard Joseph）、バヤール（Jean-François Bayart）が提唱したもので、ここでの訳語は遠藤貢に拠る（遠藤 [2000: 11]）。類縁概念に関する議論の整理としては遠藤同10～12ページ、およびMédard [1991: 328-331] に詳しい。

⁸ このようなとらえ方は、1990年代のアフリカの民主化論における新家産制のとらえ方と、着目点において共通したものである（例えば、Bratton & van de Walle [1997: 62]）。

⁹ Mundt [1997: 185] 肅清についてはGbagbo [1983: 32-52] に詳細な記述がある。

¹⁰ これら 4 人はいずれも 1966 年に初入閣を果たし、1977 年に解任されるまで引き続きこれら重要ポストを占めていた。入閣当時ベディエは弱冠 32 歳で、独立後に政官界入りした、いわゆる「第二世代」(植民地期からの古参党員世代と対比してこう呼ばれる。Toungara [1995]) の筆頭株であった。他の 3 人も「第二世代」である。

¹¹ いくつかの例を挙げると、ベディエはフランスの 1958 年にポワチエ大学で経済学の高等教育免状 (Diplôme d'études supérieures: DES、大学教育 5 年修了の免状) を取得した後、家族手当基金の局長、フランス外務省研修生、駐米フランス大使館囑託館員を経て、1960 年の独立と同時に初代駐米コートディヴォワール大使となった(この時 27 歳)。本文で触れた A・ウシェールは、ボルドー大学、ポワチエ大学で学び、弁護士資格を取得した後、フランス共和国上院議長府付き副大臣、コートディヴォワール国民議会議員・副議長、家族手当基金副理事長を経て、国連大使となった。このほかにも、生物学のフランスでの教授資格 (agrégation) を持つ P・Y・アコト (Paul Yao Akoto)、獣医学の国家博士号を持つ B・ケイタ (Balla Keita)、歴史学国家博士号を持つ P・キブレ (Pierre Kipré)、財政学国家博士号を持つ M・K・クムエ (Moïse Kouffou Koumoué)、経済学博士号 (ペンシルバニア大学) を持つ A・D・ワタラ (本文で後述) など、ウフエ期の閣僚には高位の学位を持つ者が数多くみられる。

¹² コートディヴォワールの地方行政は、県 (département) と準県 (sous-préfecture) の二階層で構成されていた。1961 年県・準県制の導入時は、4 県 100 準県の編成だったが、その後著しい細分化が進化した。1991 年には県の上位単位としてレジオン (région) が設定されて、レジオン・県・準県の三階層制となり、2002 年にはその数は 19 レジオン、56 県、238 準県と増えている。この点の詳細は Sato (dir.) [2003b] を参照。

¹³ PDCI の人事構造に関しては、Médard [1982: 64-71] に詳しい。また、国会議員について補足すれば、1975 年までの選挙は、有権者が個々の候補者に対して投票する形ではなく、全国の全議席を一括したリストに対して投票する方式で行われた。選挙区民と選挙区選出の国民議会議員の関係は間接化されていたといえる。

¹⁴ もちろん、コートディヴォワールにも地域対立の構図は存在しており、政治活動とも一定の関係を持っている。ただ、他民族排斥の思想を内包した連邦主義が選挙戦で公に主張されるという、ケニアのマジンボイズム (majimboism) に類する事例が、コートディヴォワールではほとんどみられなかったことを考えると、コートディヴォワールにおける「地域主義」は、政治的イデオロギーとしても政治勢力としてもそれほど明確に形成されてこなかったと評価できる。マジンボイズムについては津田 [2003] に詳しい。

¹⁵ その意味で彼らには、オッタウェイのいう「埋め込まれていないエリート」(non-embedded elites) という性格を認めることができよう (Ottaway [2003: 180-184])。

¹⁶ すでに触れた 1963 年の肅清のほか、独立直前期の党の主導権争いの中で、ウフエに邪術をかけたとの嫌疑により、腹心の J・B・モケイ (Jean-Baptiste Mockey) らが公職を追われた、いわゆる「黒猫の陰謀」が有名である(この呼び名は、ウフエの私邸に、牛の角をくわえた黒猫の頭が置かれていたとされることに因る)。モケイは当時務めていた副首相兼内相、フランス共同体上院議員などの職から解任され、大使としてテルアビブに追いやられた (Gbagbo [1983: 30-32])。

¹⁷ モケイら古参党員以外では、37 歳で肅清の対象となり、1970 年に党政治局員として再

登用されたC・B・ドンワイ (Charles Bouza Donwahi) の例がある。

¹⁸ コートディヴォワールの教育部門への支出は、同時代のサハラ以南アフリカ諸国の中で突出して高水準であった (Den Tuinder [1978: 281-283])。

¹⁹ ウフエの統治術・統治スタイルと、独立後 33 年間の治世がきわめて安定していたことを直接の因果関係で結ぶことには、もちろん、慎重であらねばならない。こういったウフエ側からの働きかけがどの程度国民に認知、受容され、ウフエに対する支持を掘り起こしていたかを厳密に測定することは難しい。それでもなお、ウフエの「人気」や「カリスマ」が常に語られてきたのは、ウフエ政権の独裁政権としての独特な性格に因るものといえる。国民との直接対話や社会経済的な分配を熱心に行ったウフエは、血にまみれたエピソードで彩られた独裁者 (例えばウガンダのアミン Idi Amin Dada 大統領など) とは、たしかにどこか異なるのだという印象を抱かせうるものであったし、数ある同時代のアフリカの独裁政権の中で、この「穏和さ」が異彩を放っていたからこそ、そこが研究者の関心を呼んできた。「父権主義体制」(régime paterniste, Medard [1982: 62])、「慈善的権威主義」(benevolent authoritarianism, Mundt [1997: 185]) といった評価は、こういった経緯で提唱されてきたものといえる。また、労働組合や学生組織などの中間結社をことごとく官製団体に一元化して飼い慣らし、自由な政治活動や言論を認めない体制を意図的に作り上げたこと、さらに国家元首に対する批判的な言動が容赦なく封殺されたこと (例えば、小説家アマドゥ・クルマ Ahmadou Kourouma の例がある。真島 [2003: 350]) などの例は、独裁者としてのウフエの容貌を照らし出すものであるが、ウフエ政権が、けっして警察国家的な志向を持たなかったこともまた事実である (Medard [1982: 61])。このようにウフエの統治スタイルにはヤヌス的な二面性が認められるのであるが、この点の説明の難しさが、「人気」や「カリスマ」といった観点を登場させてきたと考えられる。

²⁰ 親仏政権の代表例であるウフエ政権が、フランスから様々な政治的支援を受けていたことは広く知られているが、政治体制に関する研究では、この点はあまり明示的には論じられてこなかった。例えば、すでに頻繁に引用した Jackson & Rosberg [1982] と Médard [1982] などでは、ウフエの個人支配におけるフランスの役割についていっさい言及がない。

²¹ 1934 年からコートディヴォワールの総督府所在地となったアビジャンは、独立以来の首都である。その後、法律上の首都は内陸部のヤムスクロ (Yamoussoukro) と変わったが、アビジャンは大統領府をはじめとする行政機構の中樞が集中する、実質的な首都であり続けている。

²² 1970 年代から国軍将校が県知事、準県知事に任命される例が増えた (Kieffer [2000: 30-31])。

²³ フランスの軍事介入例として知られているのは、1970 年に同国西部で設立された非合法政党弾圧事件である。この事件は、非合法政党の地盤となったとされる、ベテ (Bété, 民族名) のークランの名前をとってゲビエ (Guébié) 事件として知られている。政権は当初国軍を投入して弾圧する計画だったが、国軍が同じ国民 (当時の国軍はベテが最も多数を占めたという事情も働いていたと考えてよい) に銃を向けることに難色を示したため、フランス軍が介入に当たるとされる。民間人数百人が殺害されたといわれるが、詳細は不明である。

²⁴ フランサフリックとは「癒着と腐敗をつうじて、ほとんど抜きさしならないほど一体化したフランスとアフリカ」(大野 [2003: 513]) を指す造語で、ヴェルシャヴの告発書 (ヴェルシャヴ [2003]) によって広く知られるようになった。

²⁵ 1977年のベディエら若手4閣僚の解任、1980年のヤセ幹事長解任はいずれもこれに関連した政局であった。この時期までのPDCIにおける世代間対立については、Toungara [1995]に詳しい。

²⁶ フランス軍は事情確認のために1名の将校を現地に派遣したにとどまった。最終的にこの事件は、政府側が翌月からの給与増額と手当拡充を約束したことで終結した。

²⁷ 1996年末の対外債務は8兆6778億CFAフラン(邦貨にして約1兆7300億円)で、同国のGDP比で156%に達した(*Africa Research Bulletin: Economic Series*, June 1991, p.13114.)。

²⁸ コートディヴォワールでは独立以来の慣例として在住外国人に国政選挙への投票権が認められていた。野党は、国民に比して法的地位が弱い外国人はハラスメントを避けるために与党に投票することが明白であるとして、これに反対していた。

²⁹ 1985年10月12日および1986年1月31日の改正に基づく。ちなみに、ウフエの後継者争いに直接関係するこの憲法第11条は、制定以来1990年までに5度改正されている。各次の改正内容については、Bois du Gaudusson (du) et al. [1997: 269]に詳細な解説がある。

³⁰ 実際に、前述のとおりウフエは、1993年12月7日に任期を1年10ヵ月残して死亡し、国民議会議長であったベディエが大統領代行として1995年10月までの任期を務めることとなった。

³¹ ワタラにブルキナファソとの二重国籍時代があったことは当時からよく知られていたが、新選挙法は、ワタラのような国籍に関する履歴を持つ者は、大統領選挙への被選挙権を持たないことを定めた。これについては佐藤[1995]を参照。

³² 1995年10月22日の大統領選挙でベディエは、唯一の対立候補であったF・ウォジェ(Francis Wodié)PIT党首を下し、95.25%の得票で圧勝した。RDRは候補者を出さず、FPIもRDRとの共闘上、抗議の意思を示すため大統領選挙をボイコットした。

³³ 1995年の国民議会選挙では、定数5人区が4人区となり、小選挙区が1増の143となった点のみという、わずかな変更を経て実施された。

³⁴ フォーレの指摘によれば、これは立候補届を受理する知事が、政治的判断で野党の届け出を不受理とした結果であるという(Fauré [1991: 37])。また、最終的に受理された立候補届は与野党・無所属含めて600あったが、このうち110が投票日までに立候補を辞退した。これに関してフォーレは与党側からの脅迫が主たる理由だったと指摘している(Fauré [1991: 37-39])。こういった不正行為もPDCI政権の温存に大きく貢献した。

³⁵ いずれも2人区のヨプゴン(Yopougon)、ガニョア(Gagnoa)、スーブレ(Soubré)である。

³⁶ ダロア(Daloa)県ダロア・コミューン(Daloa commune)選挙区。ちなみに、「コミューン」は都市部の自治行政区で、選挙で選出される議会(Conseil municipal)と行政長であるコミューン長(maire)がいる。この選挙区ではFPIは、イヴォワール社会党(Parti socialiste ivoirien: PSI)と連合リストを形成した。

³⁷ それぞれ、学生組織は「コートディヴォワール学生生徒連盟」(Fédération estudiantine et scolaire en Côte d'Ivoire: FESCI、「フェッシ」と読む)、人権団体は「コートディヴォワール人権連盟」(Ligue ivoirienne des droits de l'homme: LIDHO、「リド」と読む)と称する。

³⁸ パボの妻であるシモーヌ・エイヴェエ=パボ(Simone Ehivet-Gbagbo)は、アビジャン大

学就職(言語学教員)した1982年にはSYNARES副書記長となり、現在はFPIの中核的な幹部である。2002年9月の内戦勃発時に暗殺されるまでFPIナンバーツーだったE・ボガ=ドウドウ(Émile Boga Doudou)も、1980年代にSYNARES法学部セクションの責任者を務めた。PITの古参幹部で、長らくナンバーツーを務めたA・ニヨンソア(Angèle Gnonsoa)は、1970年代に中等教育教員組合(Syndicat des enseignants du secondaire: SYNESCI)で組合活動を始め、アビジャン大学に就職(人類学教員)した後、SYNARESの活動に参加した。

³⁹ コートディヴォワール南東部ガーナ国境地帯で発生した分離独立運動。サンウィ(Sanwi)とは運動の地盤となった、アニ(Agni、民族名)のクランの名称である。

⁴⁰ たとえば、注11で挙げたP・キプレは、SYNARES書記長(1980~1982年)を務めながら、1991年にPDCI政治局入りし、ベディエ政権成立と同時に国民教育相に就任した。注17で挙げたC・ドンワイも1950年代に、左翼思想の影響を強く受けた在仏コートディヴォワール人学生協会(Association des étudiants de Côte d'Ivoire en France: AECIF)議長を務めた経験を持つ。

⁴¹ この論点は、以下の引用でフォーレが、「恵まれた階層内でのゲーム」と表現する事情に合致したものである。「PDCI一党制下では、国家権力を独占したのは圧倒的に公務員(わずかな例として商人・運輸業者)で、農民はせいぜい地方支部の事務局入りまでであった。1990年の選挙では、綿密に実証するまでもなく、立候補者は圧倒的に公務員、それも教職者が多い。このことは、1990年の「民主化」は、政治的階級の社会的職業的基盤が押し広げられる現象を伴わなかったということの意味している。言い換えれば、民主的な競争は、恵まれた階層内でのゲームにとどまる危険性を帯びている。これに拍車をかけたのが、野党側の政策提案能力の貧しさである。これには、野党指導者たちが国家運営(とりわけ経済政策の側面)に関して知識が乏しかったことが大きく、選挙戦がデマゴギー的になった背景をなしている」(Fauré [1991: 45sq.])

⁴² ここでは、重要野党のひとつであるRDRに触れなかったが、RDR幹部は一樣にPDCIからの離党者で構成されており、階層的にPDCIと変わるところがない。

⁴³ コートディヴォワールの軍隊は、主に、陸海空の三軍から成るコートディヴォワール国軍(Forces armées nationales de Côte d'Ivoire: FANCI)と準軍隊である国家憲兵隊(Gendarmerie nationale)で構成される。一党制最後の時期の兵員数は、国軍7100人、準軍隊7800人であった(*The Military Balance 1990-1991*)。

⁴⁴ わずかな例外として知られているのは、1973年、1975年、1977年に発生した一部の将校による反乱行為である。しかし、これらの反乱は、国家の政策運営に対する軍人の立場からの不満を政権に直訴するというタイプのもので、いずれも政権打倒の意図が欠落していた(Kieffer [2000: 30])。

⁴⁵ 1999年のクーデターから2002年の内戦に至るコートディヴォワール政治の暴力化については、「ルンペン・ミリタリアート」という概念でとらえることをアイッシが提唱している(Ayissi [2003])。アイッシによれば、この概念は1973年にマズルイが提示したもので(Ali Mazrui, "The Lumpen Proletariat and the Lumpen Militariat: African Soldiers as a New Political Class," *Political Studies*, Vol.21, No.1, March 1973)「権力と影響力の分け前を要求する、半ば組織化され半ば規律がゆるんだ(semi-organisés)、粗暴で、文字も十分に読めない(semi-analphabètes)兵士階級」を指している。

⁴⁶ 1991年5月には、その当時最も活発に政府批判活動を展開していたFESCIの拠点であるアビジャン市ヨブゴン（Yopougon）の大学寮に国軍部隊が襲撃を仕掛け、死者4名を出すという事件を起こしている。この事件に対する野党の抗議を受けて、政府の調査委員会が設立され、1992年1月に「ゲイ将軍が発案者」とする政府報告書が出たが、ウフエはゲイをけって処罰しなかった。ゲイがウフエからも重用されていたことを物語るエピソードである。

⁴⁷ ウフエ時代の末期、PDCI内は、後継大統領の座をめぐってベディエとワタラが激しい派閥抗争を繰り広げていたが、ゲイがワタラにシンパシーを感じていたことはよく指摘されている。ゲイとベディエの確執が最初に表面化したのは、ウフエの死亡当日のことである。その当時国民議会議長だったベディエは、憲法に従えば、大統領空位に伴って大統領代行に就任できることになっていたが、ワタラ首相は、大統領空位の認定は最高裁判所の決定事項であるとして、ベディエを牽制した。ここでベディエは、ゲイにワタラ逮捕を命ずるが、ゲイはこれを拒否し、長老政治家の立ち会いのもとベディエとワタラが直接話し合いをすることを提案したとされる（*Côte d'Ivoire: les hommes de pouvoir. Le guide permanent 2001*, p.B-113-114.）。この長老仲介が実現したのかどうかは不明だが、結局ベディエは最高裁の認定を待たず、テレビ局に乗り込んで自ら大統領代行就任を国民に直接宣言する方法を選択した（原口 [1994: 35]）。大統領就任直後にベディエは、ゲイに報復としてチャド大使館付き武官という左遷ポストを提示するが、ゲイはこれを拒否し、両者の対立はさらに深まった。

⁴⁸ ゲイはこの月の内閣改造でRDR閣僚を解任し、有力な大統領候補のひとりであるワタラRDR党首の排除工作に本格的に乗り出していった。

⁴⁹ それぞれ、「コーサ・ノストラ」は1920年代のアメリカで形成されたイタリア系マフィアの一大組織、「カモッラ」はナポリに拠点を置くマフィア組織、「ブリガード・ルージュ」は、1970年代から80年代にかけてイタリアで活動した極左テロ集団（日本では「赤い旅団」として知られる）のことである。

⁵⁰ 「ロメオ」という名に深い意味はなく、単にイタリア的名称ということと思われる。

参考文献

（日本語文献）

ヴェルシャヴ、フランソワ＝グザヴィエ [2003] 『フランサフリック - アフリカを食いものにするフランス』大野英士・高橋武智訳 緑風出版（原著François-Xavier Verschave, *La Françafrique: Le plus long scandale de la République*, Paris: Éditions STOCK, 1998）。

遠藤貢 [2000] 「変革期世界とアフリカ」 『国際関係論研究』 第14号 pp.1-25。

大野英士 [2003] 「訳者解題」(ヴェルシャヴ 『フランサフリック』) pp.512-539。

落合雄彦 [2003] 『シエラレオネ紛争における一般市民への残虐な暴力の解剖学 - 国家、社会、精神性 - 』（武内進一編 『国家・暴力・政治 - アジア・アフリカの紛争をめぐって』 アジア経済研究所） pp.337-370。

- 佐藤章 [1995] 「「基層イヴォワリアン」をめぐって：コートディヴォワール新選挙法の提起するもの」『アフリカレポート』No.21 (1995 年 9 月) pp.14-17。
- [2000a] 「コートディヴォワールのクーデター」『アフリカレポート』No.30 (2000 年 3 月) pp.29-34。
 - [2000b] 「コートディヴォワールの政治危機：争点なき多党制の閉塞」『アジア研 ワールド・トレンド』No.61 (2000 年 10 月) pp.34-41。
 - [2001a] 「コートディヴォワールにおける換金作物生産と一党制成立過程：PDCIの組織化戦略と「脱プランター化」」(高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所) pp.139-183。
 - [2001b] 「第二共和制の不安な船出：コートディヴォワールにおける民政移管と排外主義」『アフリカレポート』No.32 (2001 年 3 月) pp.3-8。
 - [2001c] 「コートディヴォワール / 「病める地域大国」の政治課題」『アジア研 ワールド・トレンド』No.75 (2001 年 12 月) pp.42-45。
 - [2002a] 「コートディヴォワールの軍隊改革：「巨大な唾者」の反乱を経て」『アフリカレポート』No.34 (2002 年 3 月) pp.42-47。
 - [2002b] 「コートディヴォワールの国民和解フォーラム：「和解」の成果と今後の課題」『アジア経済』第 43 巻 5 号 (2002 年 5 月) pp.45-69。
 - [2002c] 「コートディヴォワール / 「和解フォーラム」後の課題」『アジア研 ワールド・トレンド』No.82 (2002 年 7 月) pp.24-27。
 - [2003] 「コートディヴォワール内戦の軍事的側面」『アフリカレポート』No.36 (2003 年 3 月) pp.2-10。
- 武内進一 [2000] 「アフリカの紛争 - その今日的特質についての考察 - 」(同編『現代アフリカの紛争 - 歴史と主体 - 』アジア経済研究所) pp.3-52。
- 津田みわ [2003] 「リコニ事件再考 - ケニア・コースト州における先住民の政治化と複数政党制選挙」(武内進一編『国家・暴力・政治 - アジア・アフリカの紛争をめぐって』アジア経済研究所) pp.219-261。
- 原口武彦 [1991] 「多部族国家と複数政党制 - コートジボワールの場合 - 」『アジア経済』第 32 巻 8 号 (1991 年 8 月) pp.5-24。
- [1994] 「ウフエ・ボワニ大統領の死」『アフリカレポート』No.18 (1994 年 3 月) pp.34-37。
 - [1996] 『部族と国家 - その意味とコートジボワールの現実 - 』アジア経済研究所。
- 真島一郎 [2003] 「冷戦後の寓話、その間 - 訳者解題」(アマドゥ・クルマ著 真島訳『アラの神にもいわれはない』人文書院) pp.345-403。

(外国語文献)

- Ayissi, Anatole [2003] "Ordre militaire et désordre politique en Afrique," *Le Monde diplomatique*, janvier 2003, pp.20-21.
- Bakary, Tessilimi [1984] "Elites Transformation and Political Succession," in I. William Zartman & Christopher Delgado (eds.), *The Political Economy of Ivory Coast*, New York: Praeger, pp.21-55.
- Bois du Gaudusson(du), Jean, Gérard Conac et Christine Desouches [1997] *Les constitutions africaines publiées en langue française. Tome I*, Paris: Documentation française.
- Bratton, Michael, & Nicolas van de Walle [1997] *Democratic Experiments in Africa: Regime Transitions in*

- Comparative Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Crook, Richard [1989] "Patrimonialism, Administrative Effectiveness and Economic Development in Côte d'Ivoire," *African Affairs*, Vol.88, No.351 (April 1989), pp.205-228.
- [1995] "Côte d'Ivoire: Multi-party Democracy and Political Change," in John A. Wiseman (ed.), *Democracy and Political Change in Sub-Saharan Africa*, London & New York: Routledge, pp.11-44.
- Den Tuinder, Bastiaan A. [1978] *Ivory Coast: The Challenge of Success (Report of a mission sent to the Ivory Coast by the World Bank)*, Baltimore & London: The Johns Hopkins University Press.
- Dozon, Jean-Pierre [1997] "L'étranger et l'allochtone en Côte d'Ivoire," dans Bernard Contamin et Harris Memel-Fôté (dir.), *Le modèle ivoirien en questions: Crises, ajustements, recompositions*, Paris: Karthala-ORSTOM, pp.779-798.
- Fauré, Yves-André [1989] "Côte d'Ivoire: Analysing the Crisis," in Donal B. Cruise O'Brien (ed.), *Contemporary West African States*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.59-73.
- [1991] "L'économie politique d'une démocratisation: Éléments d'analyse à propos de l'expérience récente de la Côte d'Ivoire," *Politique africaine*, n° 43 (Octobre 1991), pp.31-49.
 - [1993] "Democracy and Realism: Reflections on the Case of Côte d'Ivoire," *Africa*, Vol.63, No.3, pp.313-329.
- Fauré, Yves-André, & Jean-François Médard (dir.) [1982] *État et bourgeoisie en Côte d'Ivoire*, Paris: Karthala.
- Gbagbo, Laurent [1983] *Côte d'Ivoire: Pour une alternative démocratique*, Paris: L'Harmattan.
- Hartmann, Christof [1999] "Côte d'Ivoire," in Dieter Nohlen et al. (eds.) *Elections in Africa: A Data Handbook*, Oxford: Oxford University Press, pp.301-314.
- Jackson, Robert H., & Carl G. Rosberg [1982] *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*, Berkeley, Oxford & London: University of California Press.
- Kieffer, Guy-André [2000] "Armée ivoirienne: Le refus du déclassement," *Politique africaine*, n° 78, pp.26-44.
- Konaté, Yacouba [1996] "Élections générales en Côte d'Ivoire: Grandeur et misère de l'opposition," *Politique africaine*, n° 64 (Décembre 1996), pp.122-128.
- [2003] "Les enfants de la balle: De la FESCI aux mouvements de patriotes," *Politique africaine*, n° 89 (mars 2003), pp.49-70.
- Le Pape, Marc, et Claudine Vidal (dir.) [2002] *Côte d'Ivoire: L'année terrible 1999-2000*, Paris: Karthala.
- Loucou, Jean-Noël [1992] *Le multipartisme en Côte d'Ivoire*, Abidjan: Editions Neter.
- Médard, Jean-François [1982] "La régulation socio-politique," dans Fauré et Médard (dir.) [1982] pp.61-88.
- [1991] "L'État néo-patrimonial en Afrique noire," dans idem.(dir.), *États d'Afrique noire: Formations, mécanismes et crise*, Paris: Karthala, pp.323-353.
- Mundt, Robert J.[1987] *Historical Dictionary of the Ivory Coast (Côte d'Ivoire)*, Metuchen, N.J. & London: Scarecrow Press.
- [1997] "Côte d'Ivoire: Continuity and Change in a Semi-Democracy", in John Frank Clark & David E. Gardinier (eds.), *Political Reform in Francophone Africa*, Boulder: Westview Press, pp.182-203.
- Ottaway, Marina [1997] "From Political Opening to Democratization?," in idem.(ed.), *Democracy in Africa: The Hard Road Ahead*, London: Lynne Rienner, pp.1-14.
- [2003] *Democracy Challenged: The Rise of Semi-Authoritarianism*, Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- Proteau, Laurence [2002] *Passions scolaires en Côte d'Ivoire: École, État et société*, Paris: Karthala.
- Sato, Akira (dir.) [2003a] *Inventaire de l'enseignement supérieur en Côte d'Ivoire* (Africa Research Series,

- No.8), Chiba: Institute of Developing Economies.
- (dir.) [2003b] *L'administration locale en Côte d'Ivoire* (Africa Research Series, No.10), Chiba: Institute of Developing Economies.
- Toungara, Jeanne Maddox [1995] "Generational Tensions in the Parti Démocratique de Côte d'Ivoire," *African Studies Review*, Vol.38, No.2 (September 1995), pp.11-38.
- Wodié, Francis V. [1996] *Institutions politiques et droit constitutionnel en Côte d'Ivoire*, Abidjan: Presses universitaires de Côte d'Ivoire.
- Zolberg, Aristide R. [1969] *One-Party Government in the Ivory Coast* (Revised Edition), Princeton, N.J.: Princeton University Press (First edition published in 1964).

(定期刊行物等)

- Politique africaine* (Paris: Karthala), n° 78 (juin 2000) et n° 89 (mars 2003).
- The Military Balance* (London: The International Institute for Strategic Studies) , various issues.
- Africa Reserch Bulletin* (London: Brackwell), various issues.
- Côte d'Ivoire: 100 hommes de pouvoir* (1^{ère} édition), Paris: Indigo Publications, 1996.
- Côte d'Ivoire 2000: les hommes de pouvoir*, Paris: Indigo Publications, 2000.
- Côte d'Ivoire: les hommes de pouvoir. Le guide permanent 2001*, Paris: Indigo Publications, 2001.